令和７年度

八街市健全化判断比率等に関する審査意見書

八街市監査委員

*** 目　　次 ***

八街市健全化判断比率に関する審査 …… 1

八街市公営企業決算に係る資金不足比率に関する審査 …… 2

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計 …… 3

八街市健全化判断比率審査

八街市監査基準に準拠して、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による審査を実施した。

第１　審査の対象

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率

第２　審査の期間

令和８年８月４日～令和８年８月１２日

第３　審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第５　審査意見

令和７年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率は、早期健全化基準を相当程度下回っていることから、本市の財政の健全性は保たれていると判断できる。

第６　健全化判断比率の審査概要

令和７年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率並びに本市における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第５号に規定する早期健全化基準及び同条第６号に規定する財政再生基準は、次表のとおりである。

一般会計

区　　分	令和６年度	令和７年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	――	――	12.77%	20.00%
連結実質赤字比率	――	――	17.77%	30.00%
実質公債費比率	7.1%	7.3%	25.00%	35.00%
将来負担比率	54.0%	52.8%	350.00%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」は赤字でないことを示す。
※地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。（同法第４条第１項）
　また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。（同法第８条第１項）

八街市公営企業決算に係る資金不足比率審査

八街市監査基準に準拠して、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定による審査を実施した。

第１　審査の対象

令和７年度八街市下水道事業会計決算に係る資金不足比率
令和７年度八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率

第２　審査の期間

令和８年６月２９日～令和８年８月１２日

第３　審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第５　審査意見

令和７年度八街市下水道事業会計決算及び八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がなかったことから、これらの事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。

第６　資金不足比率の審査概要

令和７度八街市下水道事業会計決算及び八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２３条第１項に規定する経営健全化基準は、次表のとおりである。

公営企業

区　　分	令和６年度	令和７年度	経営健全化基準
下 水 道 事 業	――	――	20.00%
水 道 事 業	――	――	20.00%

※「－」は、資金不足が生じていないことを表す。
※地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。（同法第２３条第１項）

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

